平成３０年（再イ）第４号
兵庫県加古川市別府町新野辺2793番地
再生債務者　中里　賢一
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月７日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（再イ）第２１号
鳥取県米子市博労町２丁目２番地　ハウスヨシオカ201号
再生債務者　松本　良一
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月６日まで
平成30年５月７日　鳥取地方裁判所米子支部
平成２９年（再イ）第２２号
鳥取県米子市角盤町４丁目140番地１
再生債務者　齋木　　浩
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月６日まで
平成30年５月７日　鳥取地方裁判所米子支部
平成２９年（再イ）第７７号
広島市佐伯区五日市町大字下河内647番地１　グラン・シャリオⅠ　204号
再生債務者　木村　　満
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月７日
広島地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第４７号
宮崎市清武町今泉甲3931番地17
再生債務者　丸谷　和愛
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月７日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２９年（再イ）第５７号
宮崎市大字本郷南方5468番地19
再生債務者　山口　順一
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月７日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２９年（再イ）第４２号
兵庫県明石市和坂２丁目13番21号
再生債務者　松宮　千城
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月７日まで
平成30年５月７日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第８０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目14番地鶴ヶ谷第二市営住宅５Ａ19棟27（認可決定時の住所）
仙台市泉区南光台南１丁目４番15号
再生債務者　伊藤　春夫
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年９月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年５月２日
仙台地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第６５４号
大阪市住之江区住之江２丁目５番25号
再生債務者　髙居　宏治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第３号
三重県三重郡川越町大字南福崎874番地１　さくらい207号室
再生債務者　村井　杏奈
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月４日から平成30年６月11日まで
津地方裁判所四日市支部
平成３０年（再ロ）第１号
函館市時任町34番18号　緑ハイツ　103号
再生債務者　阿部　伸一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月18日から平成30年７月９日まで
函館地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７号
神奈川県厚木市旭町３丁目25番13号　厚木コーポ202
再生債務者　柳町　博康
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月28日まで
平成30年５月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
平成３０年（再ロ）第１１号
大阪府大阪市鶴見区今津北５－16－７　住民票上の住所　大阪市鶴見区今津北５丁目６番21号
再生債務者　小村　勇樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月30日まで
平成30年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号
新潟県新発田市西園町３丁目15番９号プレジャー203
再生債務者　小澤　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月７日
新潟地方裁判所新発田支部
平成３０年（再ロ）第７号
大阪市平野区加美鞍作２丁目７番20号
再生債務者　倉本　晃基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年５月15日　　広島県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　高等学校教諭一種免許状、平14高１第107号、平成14年11月11日、広島県教育委員会
イ　高等学校教諭一種免許状、平５高一第471号、平成６年３月25日、山口県教育委員会
(2)　氏名及び本籍地
飯田　一明、大阪府